

# ALAMO DRIVERS LICENSE TRANSLATION APPLICATION FORM

## アラモレンタカー運転免許証翻訳申込書

Alamo Rental(US)Inc. (以下アラモ) では、アメリカ合衆国でのお車のレンタル契約の際、日本の運転免許証原本と国際運転免許証を一緒に提示していただき、日本の運転免許証に記載されている内容を確認させていただいております。そこで、国際運転免許証習得の代わりとして、運転免許証の翻訳証を作成するサービスを行っております。この運転免許証翻訳証をご利用いただくと、アメリカ合衆国でのアラモでのレンタル契約がスムーズに行え、また、アメリカ合衆国の交通法律に対して、日本運転免許証の翻訳文書としてお使いいただけます。

### <お申し込み方法>

- 1、下記注意事項をよくお読みの上必要事項を記入し、日本の運転免許証の表裏両面のコピー(原寸)を同封し、〒104-0045 東京都中央区築地 7-10-2 築地小川ビル 2階 (株) パシフィックリゾート気付アラモレンタカー日本事務所宛ご送付下さい。
- 2、書類到着後、翻訳証を作成し郵送でお送りいたします。
- 3、クレジットカードの引き落としはパシフィックリゾートという名義で引き落とされます。

### <注意事項>

- 1、翻訳サービスはご出発の5営業日前までにアラモレンタカー日本事務所に到着したもの(金曜日出発の場合は前週の金曜日までに到着したもの)まで受け付けいたします。お申込書の不備、郵便事情により郵便物が未到着の場合は受付致しかねますのでご了承下さい。
- 2、申込書の記載事項とクレジットカードの引き落としを確認後、3営業日以内に作成、発送いたします。
- 3、翻訳料は郵送代込みで1500円(消費税込)で、お支払いはクレジットカードのみとさせていただきます。
- 4、翻訳証は法的文書ではなく、日本の運転免許証原本の代わりにはなりません。レンタカー契約の手続き、アメリカ合衆国内で運転する際は必ず常に日本の運転免許証原本と翻訳証と一緒に携帯して下さい。
- 5、翻訳証は法的身分証明書としてお使いいただくことはできません。
- 6、翻訳証を所持していても、事故、違反の際には、警察に聴取、身元確認のために相当期間拘束されることがあります。翻訳証はお客様が重要な法執行介入や調査に関わることを保証するものではありません。
- 7、翻訳証は発行日から90日間有効です。
- 8、翻訳証は運転免許証原本の記載内容の真否を立証するものではなく、不正確や虚偽の記載のある申込書、運転免許証のコピーに基づき作成された翻訳証に関して、アラモレンタカー日本事務所は責任を負いません。

日本出発日		予約番号 (予約済みの場合)	
氏名 (漢字/ひらがな)	/		
パスポート記載氏名ローマ字			
フリガナ住所	〒		
翻訳書送付先住所	〒		
日中連絡先電話番号			
クレジットカード番号			
クレジットカード種類	VISA/(その他)	カード有効期限	( 月 / 年 )

注意事項を了承の上運転免許証翻訳サービスを申し込みます 署名 \_\_\_\_\_